

翻 訳

中国の「GATT 復帰」の国内 価格水準に及ぼす影響

張 謙 著
片 岡 幸 雄 訳

本稿は、対外経済貿易大学編集の「国際貿易問題」、1993年第6期に掲載された「試析〈復関〉対国内価格総水平的影響」の全訳である。

翻訳紹介にあたり、原著者の同意を得るためにご尽力賜わった対外経済貿易大学教授許煜女史の言によれば、原著者である張謙氏は江西財経学院国際経済貿易系（学部）副主任（副学部長）、副教授の地位にあり、ご専門は国際貿易論とのことである。ご快諾を賜わったことに対し厚くお礼申し上げます。

中国は1986年7月10日 GATT 関税譲許方式による、その地位回復を正式に申請した。GATT への新規加盟申請ではない。中国が GATT の地位回復というについては、それなりの理由がある。もともと中国は GATT 創設に参加した国であったが、1949年の中華人民共和国の成立、50年の台湾当局による GATT 脱退という経緯を経て今日にいたったという成り行きがあり、中国政府としては、その合法的地位は元来のものであり、50年の台湾当局による中国名義による GATT 脱退は元来無効のものだとの認識が根底にある。しかし、GATT 締約国の地位は国際社会におけるその主体存在の確認ということであると同時に、GATT それ自体が恒常的な実体貿易活動にかかわる具体的な契約的性格をもつものであり、締約国はこの契約的性格の権利・義務に拘束されるという意味から、中国政府はこ

の権利・義務にかんする実質的な詰め交渉を行った上で、その地位回復をはかるとい立場で臨んでいるわけである。

冷戦構造の位相の変化と瓦解過程の中で、自らの戦略的杭を確実に打ち込み、冷戦構造の完全崩壊に先んじて対外開放政策に転じた中国は、それまでの「国内建設のための輸入をまかなうために輸出を行う」という基本方針を、「できるだけ輸出を拡大して必要な輸入を増大していく」という方針に転換した。輸出拡大のための内外向体制づくりが、急務となってくることは自明のことである。

1979年から85年にかけての期間は、対外開放に向けて第一歩を踏み出し、実験的にその反応と成果を観察し、これを総括してみるという段階であった。1984年からは本格的に従来の貿易体制をどのように変革していくかに照準を定め、全体的な方向づけを行う時期であった。しかし、この方向にむけての実行過程にはかなり困難があった。元来国内体制の整備を行った上で、GATT 復帰を考えるとというのが筋道ではあろうが、先に述べたように中国は1986年7月10日に GATT 復帰の申請をした。ここで中国は、従来の保護貿易主義の立場から、原則自由貿易主義の立場に方針を改めたわけである。中国は国内体制の改革を、直接に GATT 体制に結びつける形で推し進めることとなった。改革推進派の目論見の中には、両過程を一体的に推し進める形をとることによって、国内体制の改革をより積極的に展開していこうとする意図も含まれていたと、記者は判断している。目下本「論集」に紹介している「中国における貿易の国家独占制をめぐる論争」も、この間で展開された論争の一端である。

ともあれ、対外貿易専門総会社の独占制の廃止、対外貿易における赤字補填の取り止め、関税引き下げ、為替レートの切り下げとレート一本化、許可証管理の漸次取り消しなど、貿易体制改革は1988年以降精力的に推し進められた。同時にその背後で、企業の自主経営体制への転換、企業競争原理の構築、企業財務・会計制度の再編、新たな金融・株式制度の下での要素市場の自由化、価格体制改革、企業法を含む法体系の整備などが行わ

れたことは言うまでもない。

しかし、GATT 事務局長のサザーランド氏は、中国の GATT 復帰の前提として、外資系企業に対する「内国民待遇」適用問題、特定国に対する貿易面での差別的待遇の撤廃問題などが残されており、年内の GATT 復帰実現は難しいとの見解を表明している（日本経済新聞、1994年5月12日号）。中国側は年内復帰を目ざして条件整備を急ぐ方針を表明している（同上）。

中国の GATT 復帰の産業に与える影響についての論稿は、最近比較的多く発表されているが、GATT 復帰と価格問題を論じた稿はそれほど多くないように思われ、ここに訳出しご紹介する次第である。なお、本訳稿が出る前に、日本貿易振興会「中国経済」誌に、「価格理論与实践」誌編集部著、拙訳「“GATT 復帰”のわが国産業と価格に及ぼす影響」なる論文が紹介される予定である。ご関心の向きは、併読されれば、より状況把握にお役に立つ部分があるかもしれない。

片岡幸雄

中国の「GATT 復帰」の国内価格水準に及ぼす影響

江西財経学院国際経済貿易系

張謙著

片岡幸雄訳

わが国はまもなく GATT 締約国の地位を回復することになるが、「GATT への復帰」は国内価格水準にどのような影響を与えるであろうか。この問題は今日注目の的となっている。本稿ではこの問題について筆者の見解を述べてみたい。

一 国内価格と国際価格の相違

14年間の価格改革を経て、わが国の価格形成および価格水準はともに大

大きく変化したが、国際市場価格と比べ、なお大きな相違が存在している。

1 価格形成メカニズムにおける大幅な相違

国際市場価格というのは、商品の国際流通センターにおける市場価格、或いは主な輸出国（地域）の地元における国際貿易価格、或いは商品取引所で取引される価格である。国際市場価格は需給法則と価格法則の作用によって自ずと形成される、完全な市場調節価格であり、基本的には政府の管制など非市場的な要因の影響を受けていない価格である。わが国の国内価格の形成をみるに、それはある程度市場メカニズムが導入されたとはいえ、市場メカニズムがまだ十分に作用していない。現在わが国では国内価格は国家価格、国家指導価格および市場調節価格の3種類に分かれて形成されている。1990年の統計によると、わが国の農産物の市場調節価格の占める割合は51.6%、小売価格のうち市場調節価格のそれは53%で、生産手段の価格のうち市場調節価格の占める割合は36.4%にすぎない。この二年間、国はさらに一部の商品の価格を自由化し、一部商品については価格決定権を地方に移しつつある。現在、市場によって決定される価格の占める割合はすでに80%程度にまで上がってきている。

2 価格水準における大幅な相違

1978年以来、わが国は各種商品価格の大幅調整を行い、多くの商品について長期にわたって価格を低い水準にとどめてきた状況を改めてきた。しかし、国際市場価格と比べると、まだ依然として一定の格差が存在している。

関連部門が1990年に16種類の主要商品に対して行った調査によると、この16種類の商品の国家価格はほとんどが国際市場価格を下回っていた。このうち原油、木材、トウモロコシなどは国際市場価格との差が50%以上、亜鉛、銅、米、小麦などでもその差は30～50%に達した。30%以下のものはニッケル、アルミニウム、綿などであった。この16種類の商品のほぼ半数程度ものは、国内市場価格は国

際市場価格より低かった。木材、原油、トウモロコシ、米、小麦はそれぞれ46.5%、39%、39.6%、25.8%、16.3%低く、非鉄金属のうち亜鉛と錫は12.7%と8.7%低くなっている。他の商品は国際市場価格より高い状態にあった。このうちニッケル、銅、鉛、アルミニウムはそれぞれ18.8%、14.5%、12.7%、19%高く、食用油、菜種油、落花生油は69.9%、68.9%、43.7%高かった。この16種類の商品の単純平均価格が国際市場価格より低いものは、7割以上を占めている。

1990年以来、一部の生産手段と食糧の販売価格の幅がさらに広げられ、国内価格の引き上げに一定の役割を果たしたが、国内価格水準と国際価格水準の差異の基本構造に大きな変化はなかった。現在も国内の大部分の鉱産物、原材料、生産要素の価格は依然として国際市場価格より低く、いくつかのものでは極めて低い状態にある。

一方、国内でつくられる製品、とくに機械・電機機器の価格はほとんどが国際市場価格よりも高い。機械・電機機器の中で農業機械以外ものはほとんどが国際市場価格よりも高くなっている。たとえば、今国産車のサンタナ、プジョー、アウディのセダン型自動車の国内小売販売価格はそれぞれ16.97万元、18.80万元、25.80万元であるが、もっとすぐれたものである日産のブルバード(2000 cc)のCIF価格は8.3万 HK ドル、人民元では約6万元となる。価格は3～4倍の差がでる。このほか国内市場では、複写機の価格は国際市場価格よりも1.5～3倍高く、カメラで2～4倍、CDで1～1.5倍高くなっている。また、カラーテレビやビデオの価格でも大きな差が出ている。

二 「GATT 復帰」の国内価格水準上昇に与える影響——その要因

GATTの根本理念は自由競争と自由貿易である。GATTに復帰するため、わが国はすでにわが国の経済をできる限りはやく自由競争と自由貿易

を特徴とする市場経済に移行させ、国内市場と国際市場とを結び付けるべく一連の改革措置を実施してきたし、またそうしていかなければならない。「GATT の地位回復」の過程、また回復後は、国内価格をもっと国際価格水準に近づけ、国際市場価格の変化に連動させていかなければならない。したがって、「GATT への復帰」はさまざまな方面で国内価格水準の変化に影響を及ぼすことは間違いない。国内価格に影響する諸要因の中、国内価格水準の上昇に影響を与える要因としては、主として以下のようなことが挙げられよう。

1 市場による価格決定範囲の拡大

わが国は現在も依然として一部商品は国によって価格が決定される制度、あるいは二重価格制度をとっている。これら商品の国家価格は長期に渡って低い状態におさえられており、商品によっては生産コストを割るという甚だしい場合もある。生産企業は国の財政補助によって運営せられ、需給の矛盾はきわめてはなはだしい。市場によって価格が決められるという政策が実施されるようになると、長期的に低い価格水準におしとどめられてきたこれら商品は、需給の法則の作用によって急速に上昇し、需給の均衡した価格水準に戻ることになろう。市場による価格決定範囲の拡大とともに、一部鉱業製品、原材料製品、生産要素、生活必需品、主要なサービス価格は程度こそちがえ、上昇するものと予測される。

2 為替レートシステムの調整

現在わが国で行われているのは、国による公定為替レートと市場調整為替レート併存の二重為替相場制である。「GATT に復帰」するために、わが国はすでに二重為替相場制から漸次単一為替相場制に移行していくことを了承している。わが国の外貨需給の現状から見ると、公定為替レートはだんだん市場調整為替レートに近づいていき、最終的には一致することになろう。二重為替レートの調整は国内価格水準に二重の影響を及ぼす。

- (1) 輸入商品の国内販売価格が上昇することになる。為替レートの変化に応じた輸入価格切り替えが行われる条件のもとでは、人民元の為替レートが下がると、輸入商品の人民元建国内販売価格は為替レートの下がった分に比例して切り上げられることになる。現在公定為替レートは、市場調整為替レートより20%ぐらい高い。これは関税不変条件のもとにおいては輸入商品の国内販売価格が20%ぐらい上がることを意味している。
- (2) 輸出拡大も国内価格を上昇させる。為替レートの切り下げは「輸出を奨励し、輸入を制限する」のに顕著な作用をもたらす。それは国産品の外貨建表示価格を低下させ、国産品の輸出拡大に有利に作用する。それはまた同時に、一部商品の輸入抑制効果をもつ。輸出の拡大と輸入の相対的縮小は一部の製品の国内供給を少なくし、一部の商品の輸出用買付価格と国内販売価格を上昇させる。

3 知的所有権保護の強化

GATT では、貿易と関連した知的所有権の保護の強化が要求されている。GATT 復帰のために、わが国はすでに1992年アメリカ、EC、日本、スイスなどの諸国と、それぞれ知的所有権保護協定を結んで、「特許法」を改正した。こういったことはわが国が知的所有権をきちんと実質的に保護することを意味し、企業が盗用や模造などの手段で先進技術を獲得してきたのを改め、新しい体制の時代に入ったということである。知的所有権の保護強化は次の2つの面から、国内商品価格の上昇に影響を与えよう。

- (1) 製品生産コストの中で知的所有権関連の支払費用がかなり増えることになる。「GATT への復帰」後は、企業は新たな専売特許、商標、工業デザイン、技術情報、出版権等を獲得するために、多くの関連費用を支払わなければならない。国内企業の支払う関連費用は漸次国際的な水準に達し、商品純販売価

格の3～5%に達すると予測される。

- (2) 企業は今後より多くの資金を科学技術研究開発に投入することになる。企業は競争の中で自らの優位を保つために、新しい技術を買入れなければならないが、さらに、自己で研究開発を通じて新しい技術を自らのものとしていかなければならない。今日の企業の科学研究開発費は製品販売額の1%足らずにすぎないが、今後企業が投入する科学技術研究開発費は3～6%という国際的な水準にまで上がっていき、一部の先端技術産業においてはもっと高くなっていくことになる。

三 「GATT 復帰」の国内価格水準低下に与える影響——その要因

「GATT 復帰」の国内価格水準に与える影響は多面にわたるが、この中国国内価格水準の低下に影響する要因としては、主として以下のようなことが挙げられよう。

1 国内市場の全面的開放

国内市場ときちんと歯車が噛み合うように、わが国はさらに国内市場を開放していかなければなるまい。そのために、わが国は漸次輸入体制を簡略化し、輸入許可証を少なくし、指令性輸入計画を減らしていつている。市場開放そのものを推進するために、輸入を拡大させ、外国資本にたいする制限も少なくして、漸次サービス貿易も開放していく。全面的に国内市場を開放していく場合、初期の段階では、国内のいくつかの産業における外国製品の市場占有率はさらに上がっていく。質がよく価格が相対的に安い輸入商品が国内の販売では伸びていき、国内市場の競争はさらに激化し、国内企業の潜在力の発掘なり、革新、改造なり、ロスの下下なりが進み、価格引き下げが促進されよう。

2 輸入関税の引き下げ

わが国の税関は、6,000余りの課税対象品目の商品に対して輸入

関税を徴収している。算術平均の税率は42.5%で、加重平均税率は22.5%である。主要先進国の工業製品の平均税率4.7%、発展途上国の平均税率12.5%の水準よりずっと高い。わが国は多くの商品に対して高率関税をかけ、保護政策を実行している。たとえば、小型乗用車の輸入関税率は180~220%、カラーテレビ、冷蔵庫、テープレコーダー、多機能農業機械、自転車、化学繊維織物は100%、綿織物は80%となっている。GATT の関税引き下げ原則を貫徹するために、わが国は1986年から1991年にかけて相次いで83の税項目の輸入関税率を引き下げ、1992年1月から225の関税項目の輸入税率を引き下げた。1992年4月からすべて16の輸入調節税を取り消し、1992年12月31日から3371の関税項目の輸入税率を引き下げた。今度の関税引き下げによって、わが国の輸入関税水準は7.3%引き下げられた。今後もわが国は引き続き関税引き下げを行い、わが国の関税を現在の発展途上国の平均水準にまでもっていくつもりである。関税の引き下げが実施された後は、外国商品はそれ以外には別にも賦課されることはなく、普通の国民待遇を受け、国産品と同じように工商統一税を納めればよい。したがって、輸入商品の国内販売価格は関税の引き下げ幅に合わせて下がることになる。

3 技術進歩の加速化

現下のところ、国内の生産技術は国際レベルと相当な格差がある。ある調査によると、機械製品のうち70年代、80年代の国際的な水準に達しているものは30%未満で、国際的な先進レベルに到達しているものは5%にしかすぎない。65%はまだきわめて低い水準にとどまっている。多くの企業は規模が小さく、技術が遅れており、単位あたりの商品生産効率が悪く、生産コストが高い。機械・電機機器業界を例にとると、現在全国にはカラーテレビの生産企業は76社あり、生産ラインは116ある。年間生産能力は2200万台、50%は稼動していない。冷蔵庫の生産企業は100社以上あり、年間生産能力は

1600万台である。しかし、実際の生産量は500万台にすぎないから、稼働率は1/3にもみたくない。自動車の生産と改造を行う企業は600社以上あるが、年間10万台以上生産するものは2社にすぎない。この中には一年間に十数台の車しか改造しないものもある。西側先進国の平均100万台の規模にははるかに及ばないし、韓国やマレーシアの規模にさえ達しない。これらの企業は国内市場が全面的に開放されてから激しい競争の中で生存と発展が求められているが、先進技術の導入と技術開発によるしかない。これが唯一の生きる道である。したがって、「GATT 復帰」後は国内企業は激烈な市場競争を余儀なくされ、科学技術進歩の道を速めることになろう。科学技術の進歩が加速化すれば、必ずや国産品の品質は向上、生産コストも下がり、価格の引き下げも可能になろう。

四 「GATT 復帰」後の国内価格水準の基本動向と特徴

上述の諸要因の国内価格水準の変動に及ぼす影響は、そのみ単独で作用するというものではなく、貨幣供給など価格水準の決定要因と一緒に結びついた形で、国内価格水準の変化に影響を及ぼすのである。したがって、「GATT 復帰」後の国内価格水準の変化を分析する場合には、上述の諸要因をセットにして、総合的に分析を行うべきであろう。

1 市場による価格決定範囲の拡大と価格上昇可能性、国内市場開放及び競争激化による制約性

外国商品がさらに自由に国内市場に入ってくるという条件の下では、市場の奪い合いが生ずるため、価格制限の枠が取り払われても、多くの国産品の価格は大幅には上がらない。輸入商品との競争の中で、国産品は品質上劣位にあり、競争上低価格による競争をしていかなければならない。市場による価格決定範囲がさらに広まると、エネルギー、原材料の価格はある程度上がり、生産要素の価格も上がっていくとみられる。しかし、これら価格上昇の要因は競争圧力

が作用するという条件の下で、加工部門に概ね吸収され、加工工業品と消費財の価格は基本的には安定したものとなり、国内価格水準はこの2つの要因によって際だった影響をうけないと予測される。

2 輸入関税の引き下げと人民元為替レートの引き下げの相互制約性

概算によると、わが国の輸入関税を発展途上国の平均水準にまで下げたいこうとするならば、加重平均でみた下げ幅で10%程度さらに下げなければならないということになる。しかし、今の人民元公定為替レートは市場為替レートより20%ぐらい高くなっているから、もし関税と為替レートの適当な調整が短期間にできるならば、為替レートの引き下げは関税引き下げによる価格引き下げ要素を完全に相殺する可能性があるのみならず、さらに輸入商品の国内販売価格の上昇をもたらす可能性がある。しかし、外国商品が中国市場に入ってくる中で、また外国の競争相手同士の競争圧力や国内企業の守りの姿勢の対応に直面するから、価格は下がる可能性もある。したがって、人民元レート引き下げによる輸入商品の価格上昇は、関税引き下げ等による価格引き下げによってほぼ完全に相殺される。この組み合わせとなった要素の価格水準に与える影響は顕著なものとはなるまい。

3 知的所有権保護の価格上昇に対する影響と科学技術進歩加速化によるその相殺要因

「GATT 復帰」後、製品コストの中に占める工業所有権取得費用や科学技術開発費は増大していくにもかかわらず、科学技術進歩の加速化による商品デザインの改善、技術革新や安価な新しい原材料の使用などによって総コストと価格は安定したものとなろう。全体的には、「GATT 復帰」後の国内価格水準は、人によっては大幅に下がると甘くみているようだが、そこまではいくまいし、また大幅に上がると心配する人のというような事態にもなるまい。「GATT 復帰」後、特別な事情がなければ、国内価格水準は先ずは“安定の

中をやや上昇”の基調をたどるといふことになる。しかし、この過程の中で以下の3つの特徴がしだいで出てくると思われる。

(1) 国際市場価格変動と国内価格変動のシンクロナイゼーション

国内市場の開放と経済の国際化が進むにつれて、国際市場の価格変動がすみやかに国内市場に波及し、国内市場価格がこれと連動した動きをとることになる。

(2) 価格の「バロメーター」機能の役割の増大

GATTに見合った市場経済体制が打ち立てられると、価格の非経済的な要因からの影響は大幅に減少する。価格は従来よりももっと直接的、客観的に国民経済活動の内的変化を反映するようになる。こうなると、この動きによって、価格は経済の基本的な動きの予報の役割を担うこととなり、経済成長の真に「バロメーター」となる。政府のマクロコントロールにおける価格水準の「バロメーター」の重要性はさらに高まる。

(3) 国内価格水準の安定化

「GATT 復帰」後の初期には、国内価格は二重経済体制の存在でぎくしゃくし、かなりの程度変動が起こる可能性もある。しかし、市場経済体制の成熟とともに、内在する不安定要因はだんだんと少なくなっていく。同時に、経済の国際化の進展とともに、われわれはしだいに西側先進国の科学的な市場のマクロコントロールの成果を分かち合えるようになる。ここ十数年来のような価格の周期的変動はだんだん弱くなり、価格変動の幅もしだいに小さくなっていくことになる。